

情報提供

那医発第 10 号
令和 5 年 4 月 4 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
副 会 長 玉井 修



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「医業経営関係通知の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

.....記.....

冲医発第 1941 号 E
令和 5 年 3 月 31 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 稲富 仁
(福祉・経営担当理事)
(公印省略)

医業経営関係通知の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記の関係通知が届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知は、令和 5 年 3 月 13 日付文書 (冲医発第 1828 号 E) にてご案内いたしました「経済産業省によるエネルギー投資促進支援事業費補助金」について、事業概要、公募要領が公開され、一次公募の期間が「令和 5 年 3 月 27 日 (月) ~令和 5 年 4 月 24 日 (月)」とされました旨の情報提供となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

- ・経済産業省によるエネルギー投資促進支援事業費補助金の公募期間等について (情報提供)
(令和 5 年 3 月 27 日 日医発第 2411 号 (医経))

沖縄県医師会保険課：平良、比嘉
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
E-mail：hokenka@okinawa.med.or.jp



1

日医発第 2411 号 (医経)
令和 5 年 3 月 27 日

都道府県医師会

担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 宮川 政昭
(公印省略)

経済産業省による省エネルギー投資促進支援事業費補助金
の公募期間等について (情報提供)

標記の補助金については、令和 5 年 3 月 6 日付文書 (日医発第 2249 号) にてご案内しているところです。

今般、当該補助金の事業概要、公募要領が公開され、1 次公募の期間が「令和 5 年 3 月 27 日 (月) ~ 4 月 24 日 (月)」とされましたので、お知らせいたします。

本補助金は、4 つの事業メニュー (A ~ D) がある中で、既往の同種事業においては「指定設備導入事業」が多く利用されています。

補助率は、事業の区分 (A ~ D) 及び事業者の区分 (「中小企業者等」「大企業」「その他」) によって 1/3 以内 ~ 2/3 以内です。

個人事業主 (青色申告者に限る) 及び、従業員が 300 人以下の医療法人は「中小企業者等」の取り扱いになります。従業員が 300 人超の医療法人は「その他」の取り扱いになります。詳細は公募要領をご確認ください。

なお、5 月下旬に 2 次公募が開始される予定です。

公募要領、対象設備等は、以下のホームページに掲載されています。

- ・省エネ補助金 (先進事業等) <https://sii.or.jp/senshin04r/>
- ・省エネ補助金 (指定設備導入事業) <https://sii.or.jp/shitei04r/>

申請についてのご不明な点は、下記コールセンターまでお問い合わせください。

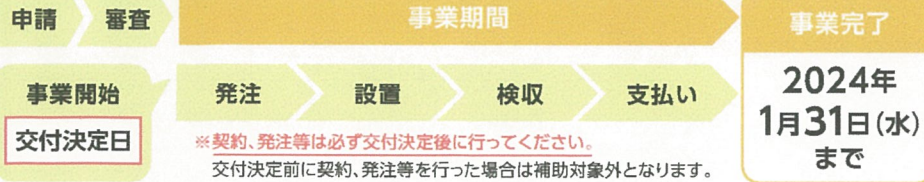
<一般社団法人 環境共創イニシアチブ 事業第 1 部>

受付時間 平日 10:00~12:00、13:00~17:00 (土曜、日曜、祝日を除く)

- (A) 先進事業 03-5565-3840
- (B) オーダーメイド型事業 03-5565-4463
- (C) 指定設備導入事業 ナビダイヤル 0570-008-726
IP 電話から 042-204-1710
- (D) エネルギー需要最適化対策事業 03-5565-4463

全体スケジュール

公募説明会	2023年3月 27日(月)東京 29日(水)札幌、名古屋 <small>*開催場所は引ホームページ(https://sii.or.jp/)より確認できます。*参加には、事前エントリーが必要です。 *東京・大阪会場は、会場に入場して、オンライン配信を行う予定です。</small>	28日(火)仙台、福岡 30日(木)大阪
一次公募	公募期間:2023年3月27日(月)~4月24日(月) 交付決定:2023年6月上旬(予定)	
二次公募	公募期間:2023年5月下旬~6月下旬(予定) 交付決定:2023年8月下旬(予定)	
事業期間	交付決定日から2024年1月31日(水)まで	



留意事項

- 当資料は一次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

◎指定設備導入事業

ナビダイヤル **0570-008-726**
[IP電話からのお問い合わせ] **042-204-1710**

◎エネルギー需要最適化対策事業

03-5565-4463

[受付時間] 10:00~12:00、13:00~17:00(土日祝日を除く)

一次公募

令和4年度補正予算

省エネルギー投資促進 支援事業費補助金

(C、D)

国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策
〔指定設備〕〔EMS機器〕の導入を支援します。

省エネルギー設備への更新を促進するための補助金

令和4年度補正予算「省エネルギー設備への更新を促進するための補助金」は、4つの事業区分A~Dがありますが、各事業区分によって適用される補助金・公募要領・申請方法等が異なります。



A、B、Dの申請

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

令和4年度補正予算
省エネルギー投資促進・
需要構造転換支援事業費補助金
公募要領

(A)先進事業
(B)オーダーメイド型事業
(D)エネルギー需要最適化対策事業

省エネルギー投資促進・
需要構造転換支援事業費補助金
(A、B、D)の公募要領をご確認ください。

C、Dの申請

省エネルギー投資促進支援事業費補助金

令和4年度補正予算
省エネルギー投資促進支援事業費補助金
公募要領

(C)指定設備導入事業
(D)エネルギー需要最適化対策事業

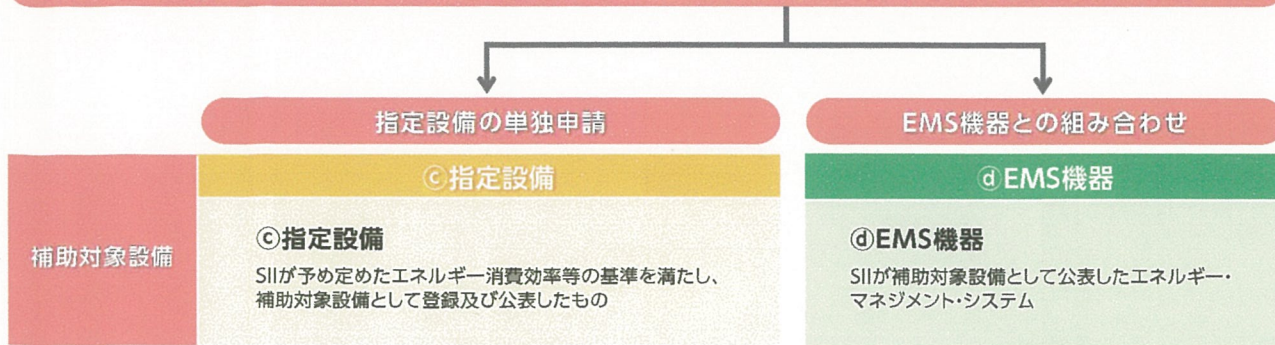
省エネルギー投資促進支援事業費補助金
(C、D)の公募要領をご確認ください。
※Dは、Cを組み合わせただけの場合のみ対象

事業の概略については中面をご覧ください。➡

⚠️ A、BとCを組み合わせる場合は、各補助金に申請してください。

■本事業は新たな制度となります。よく理解し、注意して交付申請手続きを行ってください。

導入予定の設備が◎指定設備に該当するか確認し、単独申請、または④EMS機器を組み合わせる計画を立てる。



事業区分 ◎指定設備導入事業

補助対象設備 ◎指定設備
SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表したものの

申請要件 ◎指定設備導入事業
SIIが予め定めたエネルギー消費効率等の基準を満たし、補助対象設備として登録及び公表した指定設備へ更新する事業

ユーティリティ設備

- ① 高効率空調 (業務・産業用空調エアコン等)
- ② 産業ヒートポンプ
- ③ 業務用給湯器
- ④ 高性能ボイラ
- ⑤ 高効率コープジェネレーション
- ⑥ 低炭素工業炉
- ⑦ 変圧器
- ⑧ 冷凍冷蔵設備
- ⑨ 産業用モータ
- ⑩ 制御機能付きLED照明器具

生産設備

- ⑪ 工作機械
- ⑫ プラスチック加工機械
- ⑬ プレス機械
- ⑭ 印刷機械
- ⑮ ダイカストマシン

上記①～⑮に該当しない「その他SIIが認めた高性能な設備」として指定した設備も対象となる。

補助対象設備 ④EMS機器
SIIが補助対象設備として公表したエネルギー・マネジメント・システム

事業区分 ⑩エネルギー需要最適化対策事業

補助対象設備 ⑩エネルギー需要最適化対策事業
◎指定設備導入事業に加えて、SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図り、申請単位で、「EMSの制御効果と省エネ診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで省エネルギー率2%以上を満たす事業

補助対象経費 設備費

補助率 中小企業等※2: 1/3以内
大企業※3,その他※4: 1/3以内

補助金限度額 【上限額】1億円/事業全体
【下限額】30万円/事業全体

※複数年度事業は対象外

補助対象経費 設計費、設備費、工事費

補助率 1/2以内

補助金限度額 【上限額】1億円/事業全体
【下限額】100万円/事業全体

※複数年度事業は対象外

⑩エネルギー需要最適化対策事業との組み合わせについて

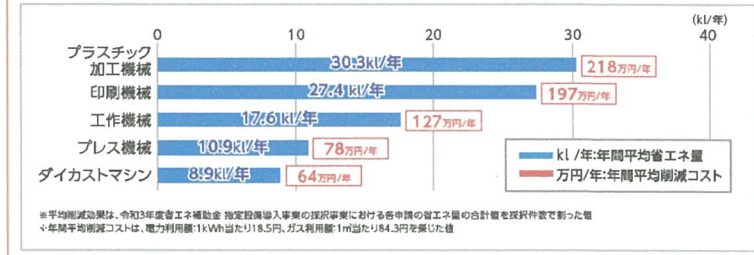
◎指定設備導入事業に、⑩エネルギー需要最適化対策事業を加えて申請することが可能です。その場合、それぞれの申請要件、補助率が適用されます。また、補助金限度額はそれぞれの事業の上限金額の合計となります。なお、エネルギー需要最適化対策事業の単独申請は対象外です。



申請データ分析結果 各設備区分の平均削減効果 (省エネ量、削減コスト)



全業種で横断的に使われるユーティリティ設備では、設備特性や事業所で使用する平均台数から、多くの熱量が必要な工業炉、365日24時間稼働が必要な冷凍冷蔵設備、事業所に欠かせない照明や空調、熱供給の汎用設備であるボイラの順で、エネルギー消費効率の高い設備に更新した場合の省エネ効果が大きく、エネルギーコストの上昇に抑制効果が発揮します。



生産設備では、削成型機等のプラスチック加工機械、印刷機械、工作機械の順で削減効果があります。待機電力の削減や、サイクルタイムの向上等による高効率化を図ることで、エネルギーコストの削減に大きく寄与します。

※1 ⑩エネルギー需要最適化対策事業を含む申請は投資回収年数が5年以上、経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1kL以上の事業であること。「エネルギー使用量が1,500kL以上の工場・事業場」と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社) ※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている◎指定設備または④EMS機器を導入する事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。

※2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医業法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。

※3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業の申請要件は以下のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

・省エネ法の事業クラス分け評価制度において「Sクラス」または「Aクラス」に該当する事業者(一次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)
※「Sクラス」については、公募締切時点で「令和3年定期報告書分」として資源エネルギー庁ホームページにて、「Sクラス」として公表されていることが確認できる事業者
※「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和3年定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平準化評価原単位の変化状況」を提出すること。

・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

※4 その他とは、みなし大企業に該当する法人、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医業法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人超えの法人。

全体スケジュール

公募説明会	2023年3月 27日(月)東京 29日(水)札幌、名古屋 28日(火)仙台、福岡 30日(木)大阪
一次公募	公募期間:2023年3月27日(月)～4月24日(月) 交付決定:2023年6月上旬(予定)
二次公募	公募期間:2023年5月下旬～6月下旬(予定) 交付決定:2023年8月下旬(予定)
事業期間	交付決定日から2024年1月31日(水)まで

*開催場所は引ホームページ(https://sii.or.jp/)より確認できます。*参加には、事前エントリーが必要です。
*東京・大阪会場の公募説明会は、茶室型に加えて、オンライン配信を行う予定です。

申請 審査

事業期間

事業完了

事業開始

発注

設置

検収

支払い

交付決定日

*契約、発注等は必ず交付決定後に行ってください。

交付決定前に契約、発注等を行った場合は補助対象外となります。

2024年
1月31日(水)
まで

留意事項

- 当資料は一次公募における事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される**公募要領**等をご確認ください。
- 補助金申請にあたっては、インターネット環境が必要です。補助事業ポータルサイトにアクセスしてユーザ名を取得のうえ画面の内容に沿って必要事項の入力を行っていただきます。
- 補助金の交付決定の前に、既に契約、発注等がなされた事業は、交付対象とはなりません。
- 交付決定した事業者名、エネマネ事業者名、補助事業の概要等をSIIのホームページ等で公表します。
- 事業完了(設置完了、検収、支払完了)後、SIIに実績報告書を提出する必要があります。
SIIの確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。
- 設備の稼働後、省エネルギーの実績をSIIに報告する必要があります。
- 導入した設備を財産処分する場合は、予めSIIの承認を得る必要があります。補助金を返還いただく場合もあります。

申請について、ご不明な点はお気軽にお問合せ下さい。

①先進事業

03-5565-3840

②オーダーメイド型事業/
④エネルギー需要最適化対策事業

03-5565-4463

[受付時間] 10:00～12:00、13:00～17:00(土日祝日を除く)

一次公募

令和4年度補正予算

省エネルギー投資促進・ 需要構造転換支援事業費補助金

(A、B、D)

国内で事業を営む法人と個人事業主のみなさまの省エネルギー対策
〔先進設備・システム〕〔オーダーメイド型設備〕〔EMS機器〕の導入を支援します。

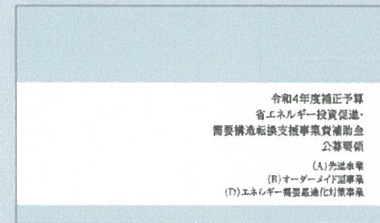
省エネルギー設備への更新を促進するための補助金

令和4年度補正予算「省エネルギー設備への更新を促進するための補助金」は、4つの事業区分A～Dがありますが、各事業区分によって適用される補助金・公募要領・申請方法等が異なります。



A、B、Dの申請

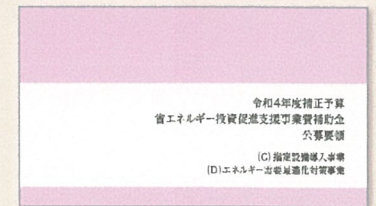
省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金



省エネルギー投資促進・
需要構造転換支援事業費補助金
(A、B、D)の公募要領をご確認ください。
事業の概略については中面をご覧ください。➡

C、Dの申請

省エネルギー投資促進支援事業費補助金



省エネルギー投資促進支援事業費補助金
(C、D)の公募要領をご確認ください。

⚠️ A、BとCを組み合わせる場合は、各補助金に申請してください。

■本事業は新たな制度となります。よく理解し、注意して交付申請手続きを行ってください。

手順1

導入予定の設備が、どの補助対象設備に該当するか整理し、単独、または組み合わせて計画を立てる。

補助対象設備	① 先進設備・システム ① 先進設備・システム SIIがホームページで先進設備・システムとして公表した補助対象設備	② オーダーメイド型設備 ② オーダーメイド型設備 機械設計を伴う設備又は事業者の使用目的に合わせて設計・製造する設備等であって、設計図書等の納品物があるもの	④ EMS機器 ④ EMS機器 SIIが補助対象設備として公表したエネルギー・マネジメント・システム
	① 先進設備・システム	② オーダーメイド型設備	④ EMS機器

手順2

④を除く、①、②の省エネ効果を合算する。

先進設備・システムの省エネ効果	オーダーメイド型設備の省エネ効果	EMSによる省エネ効果
-----------------	------------------	-------------

手順3

「事業要件」及び手順2で算出した省エネ効果がA、Bのどちらの「省エネルギー効果の要件」を満たすか確認し、申請する事業区分を選択する。

事業区分	A 先進事業	B オーダーメイド型事業
事業要件	A 先進事業 資源エネルギー庁に設置された「先進的な省エネ技術等に係る技術評価委員会」において決定した審査項目に則り、SIIが設置した外部審査委員会で審査・採択した先進設備・システムへ更新等する事業	B オーダーメイド型事業 機械設計が伴う設備または事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備等（オーダーメイド型設備）へ更新等する事業
省エネルギー効果の要件 ¹⁾	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率+非化石割合増加率:30%以上 ②省エネ量+非化石使用量:1,000k以上 ③エネルギー消費原単位改善率:15%以上 ^(※)	申請単位において、原油換算量ベースで以下いずれかの要件を満たす事業 ①省エネ率+非化石割合増加率:10%以上 ②省エネ量+非化石使用量:700k以上 ③エネルギー消費原単位改善率:7%以上 ^(※)
補助対象経費	設備費、設計費、工事費	設備費、設計費、工事費
補助率	中小企業等 ²⁾ 2/3以内 大企業 ³⁾ 、その他 ⁴⁾ 1/2以内	1/2以内 [※] 投資回収年数7年未満の事業は1/3以内 1/3以内 [※] 投資回収年数7年未満の事業は1/4以内
補助金限度額 ^{0)内は非化石申請時}	【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は30億円(40億円)	【上限額】15億円/年度(20億円/年度) 【下限額】100万円/年度 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は20億円(30億円) ※連携事業は430億円(40億円)

⑤ エネルギー需要最適化対策事業
⑤ エネルギー需要最適化対策事業 SIIに登録されたエネマネ事業者と「エネルギー管理支援サービス」を契約し、SIIに登録されたEMSを用いて、より効果的に省エネルギー化及びエネルギー需要最適化を図る事業
申請単位で、「EMSの制御効果と省エネ診断等による運用改善効果」により、原油換算量ベースで省エネルギー率 2%以上 を満たす事業
設計費、設備費、工事費
1/2以内 1/3以内
【上限額】1億円/年度 【下限額】100万円/事業全体 ※複数年度事業の1事業当たりの上限額は1億円

事業区分ごとの申請パターン

① A、Bの事業区分は、対象設備は単独申請または、他事業区分の設備を組み合わせて申請することが可能です。

申請パターン

- 単独
- 組み合わせ

A 先進事業となる申請

申請要件

補助率の考え方

B オーダーメイド型事業となる申請

申請要件(※)

補助率の考え方

② A、Bの事業区分に、⑤エネルギー需要最適化対策事業を加えて申請することが可能です。その場合、それぞれの申請要件、補助率が適用されます。また、補助金限度額はそれぞれの事業の上限金額の合計となります。

A 先進事業

+

⑤ エネルギー需要最適化対策事業

新たな制度 複数年度事業(国庫債務負担行為分)活用のご案内

従来の省エネ補助金では、投資・事業計画が複数年にわたる複数年度事業は、年度の切れ目に3か月、事業実施ができない期間が発生してまいりました。本事業では、総合経済対策を踏まえ、国庫債務負担行為を活用し、複数年の投資・事業計画に切れ目なく対応できる新たな制度として、複数年度事業を支援します。

	2023年度(1年度目)		2024年度(2年度目)		
	2024年1~1月	2024年2月~3月	2024年4月	2024年5月~1月	2025年2月~3月
【参考】過去の複数年度事業	事業完了日	年度の切れ目に毎年3か月、事業実施ができない期間が発生	交付決定日	事業完了日	
新たな複数年度事業	2月~4月に事業が実施できます。				事業完了日

複数年度事業に申請するための条件等は、公募要領をご確認ください。

***連携事業、工場・事業場間一体省エネルギー事業**

①先進事業、②オーダーメイド型事業において、複数の事業所間一体で取り組む省エネルギー化事業は、連携事業(複数の事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)や工場・事業場間一体省エネルギー事業(同一事業者で複数の事業所を一体でエネルギー使用量を管理)として申請することができます。詳しくは公募要領等をご確認ください。

(注) エネルギー消費原単位改善率での申請は、設備更新後において、生産量が増加し、かつ、エネルギー消費量が増加する事業に限る。

※1 ①、②、③事業共通で投資回収年数が5年以上、経費当たり計画省エネルギー量が補助対象経費1千万円当たり1k以上の事業であること、トップランナー制度対象機器を導入する場合はトップランナー基準を満たす機器であること。[エネルギー使用量が1,500k以上の工場・事業場]と「中小企業者に該当しない会社法上の会社(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社)※みなし大企業を含む」は、省エネ法に基づき作成した中長期計画等に記載されている事業であること。導入した補助対象設備の1年間のエネルギー使用量と省エネルギー効果を報告できること。

※2 中小企業者等とは、中小企業者(中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業を除く)、個人事業主、中小企業団体等及び会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以下の法人。

※3 大企業とは、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)であり、「中小企業者」、「みなし大企業」のいずれにも該当しない法人。なお大企業の申請要件は以下のいずれかの要件を満たす場合のみ補助対象事業者とする。

- ・省エネ法の事業クラス分け評価制度において「5クラス」または「Aクラス」に該当する事業者(一次公募に申請する場合、以下の※を満たすこと)
- ・「5クラス」については、公募要領等「令和3年定期報告書」及び「エネルギーホームページ」において、「5クラス」として公表されていることが確認できる事業者
- ・「Aクラス」に該当する事業者として申請する場合は、令和3年定期報告書「特定第4表事業者の過去5年度間のエネルギーの使用に係る原単位及び電気需要平均化評価原単位の変化状況」を提出すること。
- ・中長期計画書の「ベンチマーク指標の見込み」に記載された2030年度(目標年度)の見込みがベンチマーク目標値を達成する事業者

※4 その他とは、みなし大企業に該当する法人、会社法(平成17年法律第86号)上の会社(株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社)以外の法人(医療法人、社会福祉法人、NPO法人等)であり、かつ従業員が300人以上の法人。